

業務連絡

2014/10/31 No.7-1

J R 東海 労新幹線 関西地本
業 務 部

10月31日、12時00分より支社会議室において「申」について組合側幹事と会社側幹事による事前審理を行いました。会社は業務員委員会の開催について拒否しました。

「申」第17号〔杜撰な^{ずさん}「運転無事故表彰」の運用に関する申し入れ〕(2014年10月20日)

1. 当該社員の運転無事故表彰の表彰が5ヶ月も遅れた原因を明らかにすること。
2. 5月の早い段階で本人が現場長、担当助役、主席助役らに対して受賞が遅れている理由を尋ねているにも関わらず、その調査途中においても経過が本人に知らされず、放置したままとなっていた。現場長らが行っていた調査経過を明らかにすること。
3. 本人の運転無事故継続記録原票による運転無事故表彰の受賞履歴を明らかにすること。
4. 名古屋車両所における運転無事故表彰取扱細則に則った運用に疑念を感じる。全社員の表彰経過を再調査し今後、このような事態が再発しないようその原因と対策を明らかにすること。
5. 今回の事態について現場長から何ら謝罪がなされていない。早急に本人に謝罪すること。

《 議論内容 》

会社：付議事項にあたらないため業務委員会は開催しない。

組合：納得いかない。

組合：項目に沿って回答すること。

会社：会社の手続き上の不備があったことが事実。遅れたことは会社による不備である。
9月末となり時機は遅くなりましたが表彰させて頂いた。

組合：会社としてのお詫びの気持ちはあるのか。

会社：遅れてしまったことは申し訳なかったと。

組合：それは項目5にあるが、謝罪は早急にその旨を本人に会社から行うべき。

会社：コミュニケーションの中で、必要により。

組合：では今日以降、現場で。

会社：声かけ出来るチャンスがあれば遅れてしまったことはお伝えしたい。

組合：遅れてしまった原因は何か。

会社：記録の不備があったようである。今後は厳正に管理するというかたちで対策を取

りたい。今回の事象を契機に他の方の確認をしたが、その他の不備はなかったの
で、全体の確認を取るのに時間がかかってしまったので、村上さんには最終的に
9月末になってしまった。今後はしっかりと不備がないように厳正な管理に努め
たい。

組合：現場長にも本人は言ってるがこの事態になった。その間は何をしていたのか。

会社：現場長に申し出を受けて他の者はいないかという時間がかかった。過去の者にも
さかのぼっていたので時間がかかった。最終的にはお一人だけであった。

組合：運転無事故継続記録原票は社員一人一人にあるのか。

会社：様式が定められている。

組合：名古屋車両所の担当されてる責任者は誰か。

会社：俗人名はやめられたい。会社の不備があったのは事実。俗人で責任追及するのは。

組合：担当してただけで責任は現場長である。その担当した方へのしっかりした指導
をするべき。

会社：それは伝える。

組合：今回は名古屋車両所の限定した内容であるが、一件こういうことがあると全社的
にどうなってるのかと。疑いたくなる。全社員にまで調査を広める問題提起にし
たかった。

会社：賞罰を担当する者から厳正な管理を徹底するよという話しはさせて頂いてる。
同種の事案が発生しないようにしっかりと厳正に管理していきたい。

組合：この間、最高裁の決定があり謝罪文の手交が決まった。これまで会社として不利
な裁判をやってきていた。村上さんは当該分会の分会長、そこへの報復的な取り
扱いであるということが狙いであったと思っている。これは組合側の見解。

会社：いっさいありません。

組合：否定してるが背景としてある、これは偶然ではない。

組合：表彰状の日付はいつ付けか。

会社：細かいところまではわからない。

組合：ズレはないのか。同僚の方が4月に受賞している。

会社：その後の無事故継続日数は正しくやっています。

組合：間違っても9月からということはないように。

会社：そこから起算することはない。

組合：表彰状で確認する。

以上